

## 「未来へつなぐ しが文化活動応援事業」

### 成果物の作成および提出について

本事業の実績報告時には、成果物（採択事業を紹介できる動画や記録集）の提出が必要となりますが、作成にあたっての考え方は下記のとおりとします。（参照：募集案内 P.13「4 成果物」）

#### 1 成果物の考え方

本事業では、滋賀県の文化芸術の振興を図るため、事業の実績を滋賀県のホームページに掲載し（※）、県民のみなさまに事業の実施・制作・企画の内容をお伝えすることとしています。

※ 掲載イメージ

No.	申請者(団体)名	分野	事業名称	事業実施日	URL	備考
0001	イナズマレイク	音楽	ネット ピアノリサイタル	令和2年9月20日	https://○○・・・	
0002	・・・・・・	・・・	・・・・・・	・・・・・・	https://○○・・・	

#### 2 成果物の例

- (実施) ・ライブ公演映像を編集した動画  
・個展の様子を複数枚写真に収めたスライドショー
- (制作) ・舞台ができるまでの様子を撮影し編集した動画  
・アニメーション作成の様子を撮影し編集した動画
- (企画) ・公演のための調査活動をまとめた動画（調査実績のまとめ）  
・実施予定の舞台にかかる企画活動を紹介するため構築したサイトの URL
- ※ 事業に応じて、動画以外で提出の場合は、写真とともに取組内容をまとめた県民向け事業紹介書（PDF）としてください。

##### (1) 動画の作成の場合

- ・ 動画は、県民の皆さんが気軽に視聴できるものとします。スマートフォン、タブレット、パソコンのいずれの機器からでも無料で視聴できるようにしてください。
- ・ 多くの県民の皆さんが視聴できるよう、配信期間は可能な限り長く設定し、少なくとも令和8年3月31日までは配信してください。

- ※ スマートフォン等で撮影、編集したもので構いません。
- ※ 動画は5分程度以上のものとしますが、上限はありません。

## **(2) 県民向け事業紹介書（PDF）の作成の場合**

- ・ 活動の様子を複数枚写真に収め、取組内容の説明文とともにまとめたものにしてください。
- ・ 県民の皆さまが、文化活動へ興味をもち、楽しめるようなものになるよう、工夫してください。

- ※ 事業紹介書はPDFで4枚程度以上としますが、上限はありません。

## **3 提出方法**

成果物の内容に応じて、以下のものを電子メールにて提出してください。

（メール送付が困難な場合は、CD-R または DVD-R で提出してください。）

- ・ 動画、スライドショーの場合：公開設定で YouTube に投稿した URL および動画データ（ファイル形式：.MP4 .WMV のみ）
- ・ 写真集、パンフレット等、事業紹介書の場合：PDF データ
- ・ WEB サイト等の場合：リンクする URL およびサイトの PDF データ

## **4 成果物として認められないもの**

提出されたものが、下記のようなものの場合、成果物として認められず、補助金の交付を行いません。

- (1) 申請者以外の作品を無断で利用する等、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (2) 企業・商品等の宣伝や販売活動を主な目的とするもの
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (4) 特定の個人または団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (5) 寄附やその勧誘を主な目的とするもの
- (6) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、申請者・関係者名を偽った申請等、公序良俗に反するもの
- (7) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの

## 5 成果物の著作権、肖像権等についての注意

- (1) 成果物について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求などの主張や請求があった場合、申請者の責任と負担で解決するものとし、滋賀県および「未来へつなぐしが文化活動応援事業」事務局は一切の責任を負いません。
- (2) 成果物の映像や写真等に人物の肖像を含む場合は、本人からの承諾を得るか個人が特定されないようにしてください。
- (3) 申請者以外が著作権を持つもの（音楽・シナリオ等）については、申請者の責任・費用負担において適正な処理をお願いします。
- (4) 動画共有サービス「YouTube」の利用規約、コミュニティガイドラインを遵守してください。

(参考)

- YouTube 利用規約

<https://www.youtube.com/static?template=terms>

- YouTube クリエイターアカデミー

<https://creatoracademy.youtube.com/page/lesson/copyright-guidelines?hl=ja>

- (5) 申請した活動が補助対象となった場合、成果物、申請者（団体）名、事業名称等を滋賀県ホームページにおいて公表することについて、承諾されたものとします。
- (6) 成果物の著作権はすべて申請者に帰属します。ただし、滋賀県および「未来へつなぐしが文化活動応援事業」事務局は、本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、成果物を無償かつ通知を要せずに、無期限に利用することができるものとします。なお、滋賀県の利用にあたり、申請者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (7) 申請者の名称等の情報は、本事業の広報等において利用させていただく場合があります。